

『平成26年8月1日』から イベント等で火気器具を使用する場合は、 消火器の準備 が必要になります！



香南市火災予防条例が改正され、不特定の来場者が集まる催しで火気器具を使用する場合は、消火器の準備と消防署への届出が義務になります。

① 対象となる催しについて

地域のお祭り、花火大会、展示会、学園祭など、不特定の来場者が集まる催しで、火気器具を使用する場合は対象となります。

〔※ 近親者によるバーベキュー、幼稚園等で父母が主催するもちつき大会のように相互に面識のある者が参加する催しなどは、対象となりません。〕

② 対象となる火気器具について

燃料の種類にかかわらず、ガスコンロ、ストーブ、発電機などが対象となります。



③ 消火器について

原則として、火気器具を取り扱う者が準備しなければなりません。ただし、初期消火を有効に行うことができる場合には、火気器具の使用実態に応じ、複数人で共同して消火器を準備することができます。消火器については、10型の粉末ABC消火器（エアゾール式簡易消火具や住宅用消火器は除く。）を設置するようにしてください。



④ 届出について

上記①の催しで露店を開設する場合は、消防署への届け出が必要です。その際、消火器を、会場内にどのように配置するのかを判断できる図面等を添付する必要があります。届出書については、香南市消防署及び香南市のホームページにあります。

問合せ

香南市消防本部

予防課

電話 0887-55-4141

